

汚泥再生処理センター整備工事
優先交渉権者決定基準書

令和6年12月

泉北環境整備施設組合

目 次

1 優先交渉権者決定基準書の位置づけ	1
2 優先交渉権者の選定方法	1
3 選定委員会	1
4 審査等の流れ	1
5 資格審査（第一次審査）	3
6 提案書類審査（第二次審査）	3
(1) 基礎審査	3
(2) ヒアリング	3
(3) 非価格要素審査	3
(4) 価格要素審査	4
(5) 優先交渉権者の選定方法	4
7 総合評価	4
(1) 総合評価の方法	4
(2) 非価格要素審査における点数化方法	4
(3) 価格要素審査の点数化方法	7

1 優先交渉権者決定基準書の位置づけ

本優先交渉権者決定基準書は、泉北環境整備施設組合（以下「本組合」という。）が汚泥再生処理センター整備工事（以下「本工事」という。）の優先交渉権者を選定するにあたって、プロポーザル参加者のうち最も優れた提案を行った者を客観的に評価・選定するための方法や評価項目を示すものである。

2 優先交渉権者の選定方法

本工事は、専門的な技術やノウハウを有することが必要不可欠である。そのため、優先交渉権者の選定については、専門的技術力、事業遂行能力及び提案価格等を総合的に評価する。

よって、優先交渉権者の選定方法は、本工事の特性を踏まえ、価格のほかに技術等の提案、事業の効率性への配慮等を総合的に評価する必要があることから、公募型プロポーザルにより実施する。

3 選定委員会

本組合は、優先交渉権者の審査を実施するにあたって、泉北環境整備施設組合汚泥再生処理センター整備工事事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置し、選定委員会の審査結果の答申に基づいて優先交渉権者を決定する。

なお、優先交渉権者決定までに、選定委員会の委員に対して接触等の働きかけを行ったプロポーザル参加者は失格とする。

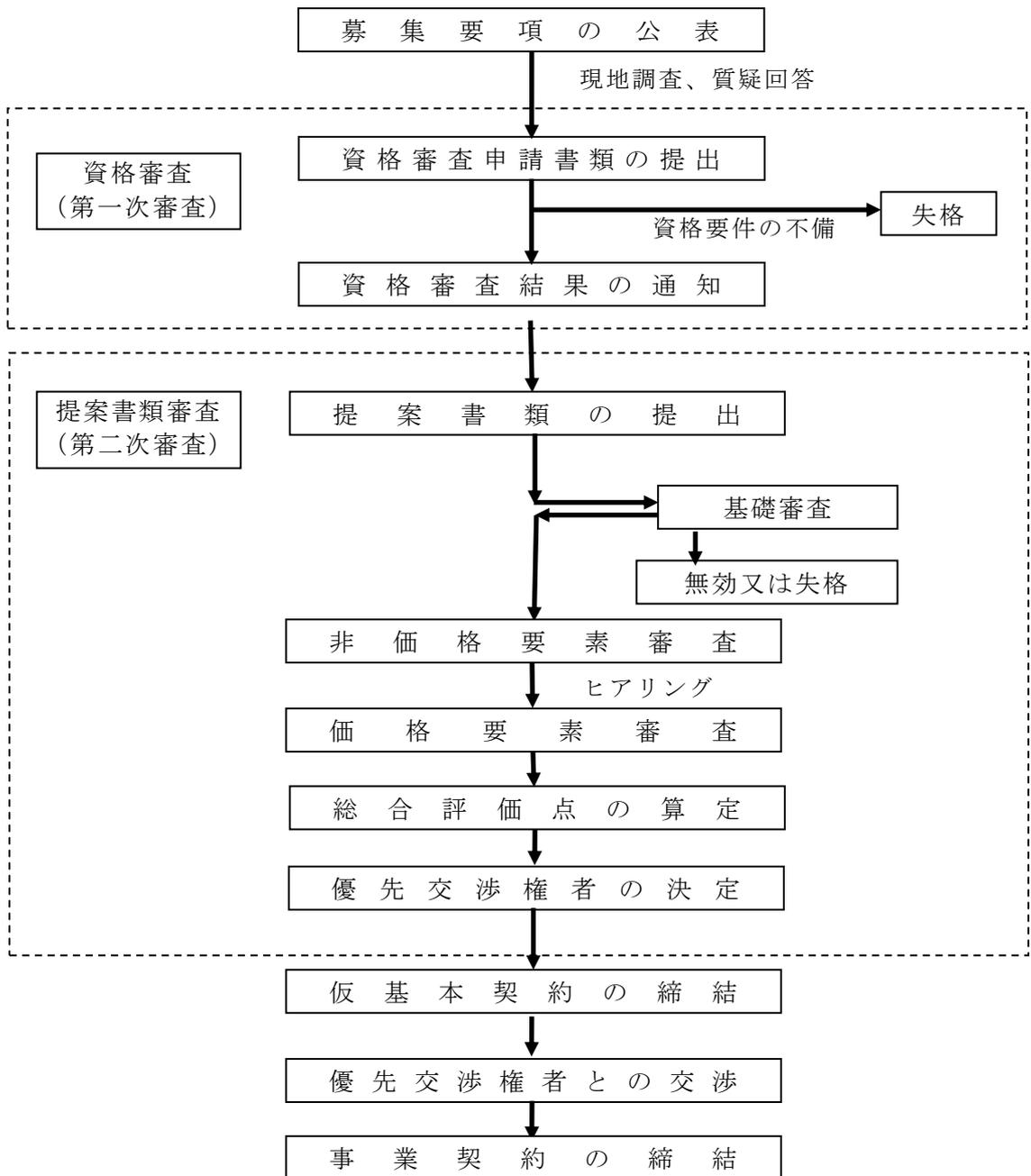
4 審査等の流れ

審査は、第一次審査の「資格審査」、第二次審査の「提案書類審査」で構成される。

資格審査では、プロポーザル参加者の参加資格要件の確認を行い、参加資格要件を満たすことが確認できたプロポーザル参加者だけが第二次審査の提案書類審査を受けることができる。

第二次審査の提案書類審査は、「基礎審査」、「非価格要素審査」及び「価格要素審査」で構成され、非価格要素審査及び価格要素審査については、選定委員会において提案内容を評価・審査する。その結果を受けて、本組合が優先交渉権者を決定する。

募集要項の公表から優先交渉権者の決定に至るまでの流れを以下に示す。



5 資格審査（第一次審査）

プロポーザル参加者から提出された資格審査申請書類により、プロポーザル参加者が参加資格要件を満たしていることを確認し、結果をメールにて通知する。
なお、参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。

6 提案書類審査（第二次審査）

（1）基礎審査

資格審査に合格したプロポーザル参加者から提出された提案書類について、本組合は、以下の内容により基礎審査を行う。なお、提案書類の提出状況に不備がある場合や、見積書の価格が事前公表する見積限度額を上回っている場合は失格とする。

ア 書類の提出状況

イ 各書類間における内容の整合性

また、提案書類の内容が軽微で意図したものではなく、かつ、提案内容及び見積価格に大きな影響を及ぼすものでなく、かつ当該内容のみにより失格とすることは却って公平性を欠くと認められる場合には、当該提案を行ったプロポーザル参加者に対してプロポーザル参加の希望を確認し、当該プロポーザル参加者が見積価格の変更を行わずに当該箇所について発注仕様書を満たせることを条件に、当該プロポーザル参加者を失格としないことがある。

さらに、発注仕様書を満たしているか否かについて、提案内容からは客観的に読み取れない場合には、別途、当該提案を行ったプロポーザル参加者に直接確認することがある。

（2）ヒアリング

選定委員会は、（1）の基礎審査を通過したプロポーザル参加者（以下「最終審査対象者」という）に対し、各提案内容の確認等を目的として、提案書類に関するヒアリングを実施する。ヒアリングにおける発言・回答内容等は、技術提案書類における提案内容と同様の扱いとし、本工事の契約上の拘束力を有するものとして取り扱う。

ヒアリングについては最終審査対象者の独自のノウハウに関する内容を含むことから、非公開で実施することを予定している。

なお、ヒアリングの開催要領の詳細は、最終審査対象者に別途通知する。

（3）非価格要素審査

最終審査対象者を対象に、選定委員会において非価格要素評価項目の提案内容を評価し点数化する。

(4) 価格要素審査

見積書に記載された金額が見積限度額の範囲内であることの確認を行い、提案価格を点数化する。

(5) 優先交渉権者の選定方法

ア 選定委員会において、非価格要素及び価格要素の審査結果に基づき、7の総合評価によって得られた総合評価点の高い者を優先交渉権者として選定する。

イ 総合評価点の最も高い者が2者以上あるときは、非価格要素審査点の高い者を優先交渉権者として選定し、非価格要素審査点が同じである場合は表1-1に示す評価内容のうち、「施設計画に関する技術提案」の得点が高い者を優先交渉権者として選定する。「施設計画に関する技術提案」の得点と同じである場合は、「資源化に関する技術提案」の得点が高い者を優先交渉権者として選定する。

ウ 最終審査対象者が以下のいずれかに該当する場合は、その者以外で総合評価点の最も高い者を優先交渉権者として選定する。

(ア) その者の提案価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行が、なされないおそれがあると認められるとき。

(イ) その者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり、著しく不相当であると認められるとき。

7 総合評価

(1) 総合評価の方法

前項6(3)の「非価格要素審査点」と6(4)の「価格要素審査点」を加えて総合評価点を算出し、最も高い点数の最終審査対象者を優先交渉権者として選定し、次いで総合評価点が高い点数の最終審査対象者を次点優先交渉権者候補者として選定する。

$$\text{総合評価点} = \text{非価格要素審査点} + \text{価格要素審査点}$$

なお、非価格要素審査点の満点を70点、価格要素審査点の満点を30点とし、合計100点満点とする。

(2) 非価格要素審査における点数化方法

非価格要素審査点の配点は70点とし、表1-1及び表1-2に示す非価格要素評価項目と配点に基づき、表2に示す技術提案に係る項目の採点の算出方法による得点(選定委員会における各委員の平均値)の合算を非価格要素審査点とする。

表 1-1 非価格要素評価項目と配点（1）

審査項目	評価内容	評価基準	配点	得点
技術提案書に係る項目	工事の適正な遂行及び工事中の既存施設への配慮に対する技術提案	・工事条件を十分に把握した工事工程計画	10	62
		・工事中の適正な処理に配慮した、仮設方法や仮設切替方法		
	施設計画に関する技術提案	・施設配置計画、維持管理動線、作業環境対策等に配慮した施設計画	10	
		・既存建屋に対して具体的かつ合理的な配置計画		
	資源化に関する技術提案	・前脱水(資源化)設備に関して、助燃生成における安定的な低含水の実現及び維持管理性への配慮等の提案	10	
		・資源化(リン回収又は堆肥化)設備に関して、搬入物の性状等を理解した有効な回収方法の提案		
		・資源化及び有効利用に関して想定される課題とその対応策に関する提案		
	緊急時対応や施設の耐久性に関する技術提案	・地震等災害に対する耐久性のある材質や設備構成	10	
		・緊急時における連絡体制及び速やかな修繕・復旧等の考え方		
		・施設の延命化に関する提案		
施設の環境対策等に対する技術提案	・工事中に想定される課題と具体的な環境負荷低減対策	10		
	・施設稼働中の周辺への想定される環境負荷低減対策			
	・施設運転管理作業環境の向上に関する提案			
	・エネルギー効率の向上に関する提案			
維持管理費削減に関する技術提案	・消耗品、電気代等の縮減に関する提案	5		
	・配管及び設備機器の修繕、補修、更新費用の削減に対する提案			
その他提案	・具体的かつ明確なアフターサービス体制	7		
	・地域貢献に関する提案			
	・上記以外に、循環型社会形成に貢献し得る提案			

表 1-2 非価格要素評価項目と配点（2）

審査項目	評価内容	評価基準	配点	点数
技術提案書	企業の技術力に関する事項	・実績3件以上	3	8
		・実績1件以上	1	
		・実績なし	0	
	資源化設備としてリン回収設備又は堆肥化設備の施工実績(新設・改造は問わないが、環境省交付金事業としての実績)を過去10年以内に単体企業またはJVの代表企業として請け負った工事実績	・実績3件以上	3	
		・実績1件以上	1	
		・実績なし	0	
	配置予定に技術者に関する事項	・3回以上	2	
		・1回以上	1	
		・実績なし	0	

表 2 技術提案に係る項目の採点の算出方法

評価	評価基準	評価点	得点化方法
A評価	提案内容に十分な創意工夫が見られ、大きな効果が期待できる内容	100%	配点×1.0
B評価	提案内容に若干の工夫があり、比較的大きな効果が期待できる内容	80%	配点×0.8
C評価	提案内容は一般的であり、平均的な効果が期待できる内容	60%	配点×0.6
D評価	全体の整合性も少なく、提案の効果に余り期待できない内容	30%	配点×0.3
E評価	全体の整合性が無く、提案の効果にほとんど期待できない内容	0%	配点×0.0

(3) 価格要素審査の点数化方法

価格要素審査点の配点は30点とし、価格要素審査点については、定量化限度額を設定し、以下の方法で得点を算定する。定量化限度額以下の価格で入札を行っても失格とはならないが、定量化限度額以下の入札価格の場合の価格点は30点満点とする。なお、定量化限度額については事業提案書受付後に公表する。

点数は、小数第3位を四捨五入して小数第2位まで求める。

【価格要素審査点の算出式】

①最低入札価格 > 定量化限度額の場合

$$\text{価格点} = 30 \text{ 点} \times (\text{最低入札価格} / \text{入札価格})$$

②最低入札価格 ≤ 定量化限度額の場合

$$\text{価格点} = 30 \text{ 点} \times (\text{定量化限度額} / \text{入札価格})$$

※最低入札価格：応募者から提出された入札価格のうち最低の入札価格

※入札価格：応募者から提出された入札価格

※1者の場合は入札価格に関わらず、②の算出式により算定する